

## 令和7年度選考採用（入国警備官、係長級）について

### 1 職務内容

全国の地方出入国在留管理局・同支局・同出張所、各入国者収容所入国管理センターにおいて、以下のような業務を担当する係長級の入国警備官（入国警備専門官）として採用します。採用後は、国家公務員入国警備官採用試験合格者相当として任用されます。

#### ○違反調査業務

不法入国や不法残留等の法違反の疑いのある外国人に対する違反調査に関する業務

#### ○処遇業務

収容令書又は退去強制令書が発付された被収容者の処遇及び収容施設の警備に関する業務

#### ○執行業務

退去強制令書が発付された者の護送及び送還に関する業務

### 2 求める人材

○全体の奉仕者たる国家公務員として働く責任感と、国の安全と国民生活を守るための強い正義感、強固な意志、機敏な行動力を有する者

○困難や未知の課題に対しても前向きに取り組むことのできる積極性・好奇心を有する者

○高い品格のほか豊かな国際感覚を持ち、冷静に、広い視野を持って職務に取り組める者

○民間企業、官公庁や地方自治体等における係長等として、数人以上の規模のチームを指揮又は主導した経験を有する者（※）

※特に、公安職や警備・保安関係業種における職務経験がある者、武道有段者、語学資格、IT 関係資格、看護師資格、介護士資格、大型自動車免許等の保有者が望ましい。

### 3 応募資格（※1、2）

○ 高等学校、専門学校、短期大学等を卒業後、民間企業、官公庁、地方自治体、国際機関等において正社員・正職員として従事した職務経験が2025（令和7）年5月1日現在で通算5年以上

○ 大学、大学院等を修了後、民間企業、官公庁、地方自治体、国際機関等において正社員・正職員として従事した職務経験が2025（令和7）年5月1日現在で通算4年以上

※1 次のいずれかに該当する者は応募できません。

- (1)日本の国籍を有しない者
- (2)国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
  - ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
  - ②一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
  - ③日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3)平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- (4)採用予定時期までに国家公務員法第81条の6に定める定年に達する者（令和7年度における定年年齢は62歳）

※2 応募資格を満たしているかどうかを確認するため、最終合格者の方には、各採用予定機関が指定する日までに勤務証明書等を提出していただきます。勤務証明書等が提出できない期間は、職務経験に通算されませんので、御注意ください。また、勤務証明書等を提出できない場合又は虚偽の記載がなされている勤務証明書等があった場合には、採用予定が取り消される場合があります。

#### 4 採用予定時期

原則として令和7年9月1日以降

（採用予定者の事情に配慮しますので、御相談ください。）

#### 5 選考日程、選考方法及び試験地

受付期間	令和7年5月1日（木）から令和7年6月13日（金）（必着・締切日厳守）
第1次選考	選考方法：書類選考（経歴評定、小論文評定） 合格発表日：令和7年6月下旬 ※合格者に対してのみ、メール又は郵送により第2次選考選出の連絡をします。
第2次選考	試験日程：令和7年7月中旬 選考方法：面接試験（人柄、対人能力等についての試験）、身体検査、身体測定、体力検査 最終合格発表日：令和7年8月上旬～下旬

（補足）

- 選考日程は採用予定機関ごとに若干前後する可能性があります。
- 第2次選考は、各採用予定機関で実施します。
- 身体検査・身体測定は、御自身で医療機関において以下の検査・測定を受けていただき、その結果が分かる書面を第2次選考時に提出してもらいます。（過去1年以内に同内容の検査・測定歴があれば、当該書面の提出も可とします。詳細は第1次選考合格者に別途お知らせします。）

（身体検査）主として胸部疾患（胸部エックス線撮影含む。）、血圧、尿、その他一般内科系検査に関する検査結果

（身体測定）視力、色覚についての測定結果

なお、次のいずれかに該当する者は不合格となります。

- ・裸眼視力がどちらか一眼でも0.6に満たない者（ただし、矯正視力が両眼で1.0以上の者は差し支えない。）
- ・色覚に異常がある者（ただし、職務遂行に支障のない程度の者は差し支えない。）
- ・四肢の運動機能に異常のある者

- 体力検査は、第2次選考時に、立ち幅跳び、上体起こしによる身体の筋持久力等についての検査を行います。なお、体力検査で以下の基準に達しないものが一つでもある場合は、体力検査で不合格となります。

- ・立ち幅跳び

立位姿勢から両足踏み切りで前方にどれだけ跳躍することができるかを検査します。男子177cm以上、女子127cm以上を基準とします。

- ・上体起こし（筋持久力）

ひざを曲げ、あおむきに寝た姿勢から、30秒間のうちに何回上体を起こすことができるかを検査します。男子17回以上、女子10回以上を基準とします。

## 6 応募方法

下記8の採用予定機関宛て、次の必要書類を特定記録、簡易書留又は電子メールで送付してください。また、郵送での送付に当たっては、封筒に「選考採用関係書類在中」と朱書きしてください。なお、複数の採用機関に応募することはできません。

### ①履歴書

様式1を使用し、3か月以内に撮影した顔写真を貼付してください。

### ②職務経歴書

様式2を使用し、具体的な職務・活動内容を記載してください。

③小論文（A4版1500字～2000字程度）

様式3を使用し、（ア）入国警備官を紹介している動画「入国警備官業務紹介『私たちが、入国警備官』<sup>1</sup>」、（イ）「入国警備官業務紹介動画『違反調査編』<sup>2</sup>」及び（ウ）厚生労働省の職業情報提供サイト内の説明や動画<sup>3</sup>を御覧いただいた上で、出入国在留管理庁の業務、特に入国警備官業務において、あなたはどのようなことに取り組みたいか、あなたの経験がどのように生かせるのかなどを自由に論じてください。

※必要書類に虚偽の記載がなされている場合には、採用が取り消される場合があります。

※応募の秘密は厳守します。

※提出された資料の返却はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

7 採用予定数

約50名（下記8の採用予定機関での採用の合計）

8 採用予定機関、お問い合わせ先

採用予定機関	所在地（応募書類送付先）	問合せ先
東日本入国管理センター	〒300-1288 茨城県牛久市久野町 1766-1 メールアドレス higashinohon-soumu@i.moj.go.jp	総務課人事係 (029)875-1291
札幌出入国在留管理局	〒060-0042 札幌市中央区大通西 12 丁目 札幌第 3 合同庁舎 メールアドレス Sapporo-jinji@i.moj.go.jp	総務課人事係 (011)211-5701
東京出入国在留管理局	〒108-8255 東京都港区港南 5-5-30 メールアドレス syokuin_keibikan-tokyo@i.moj.go.jp	職員課人事第二係 (03)5796-7234
名古屋出入国在留管理局	〒455-8601 愛知県名古屋市港区正保町 5-18	総務課人事係 (052)217-8944

<sup>1</sup> <https://www.youtube.com/watch?v=-BYMMozQgMo&t=1s>

<sup>2</sup> <https://www.youtube.com/watch?v=mUXvwdYXUw4&t=101s>

<sup>3</sup> <https://shigoto.mhlw.go.jp/User/Occupation/Detail/143>

	メールアドレス nagoya_jinji_immi@i.moj.go.jp	
大阪出入国在留管理局	〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北一丁目 29番53号 メールアドレス oisyokuin@i.moj.go.jp	職員課人事第一係 (06)4703-2050
広島出入国在留管理局	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 2-31 広 島法務総合庁舎内 メールアドレス somu-hiroshima-immg@i.moj.go.jp	総務課人事係 (082)221-4411
福岡出入国在留管理局	〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴 3-5-25 福 岡第1法務総合庁舎 メールアドレス saiyou-fukuoka-immg@i.moj.go.jp	総務課人事係 (092)717-5420

※ 上記採用機関での採用になります。その後、出入国在留管理庁（本庁）や全国の地方出入国在留管理局や入国管理センター等に異動することがあります。

## 9 給与等

(1)採用時の俸給（基本給）は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき、公安職俸給表（一）2級相当の号俸が適用され、採用後の職務内容に応じ、職務経歴等を勘案して決定されます。なお、採用後の勤務実績等に応じて昇給（年1回）等があります。

(2)手当は、代表的なものとして以下のものがあり、職員の実情に応じて支給されます（いずれも募集時点でのものとなります。）。

○期末手当・勤勉手当（ボーナス）

年2回（6月、12月）、年間4.6か月分

○退職手当

国家公務員退職手当法に基づいて、勤続年数等に応じ、支給されます。

○その他各種諸手当等（主なもの）

・地域手当（東京都特別区勤務の場合は俸給等の20/100）

・通勤手当（月額150,000円を限度）

・扶養手当（配偶者月額3,000円、子月額11,500円（16歳年度末～22歳年度末の間は一人につき月額5,000円加算））

- ・住居手当（借家・借間に居住する場合。家賃月額に応じて、月額最高28,000円）
- ・超過勤務手当（実績に応じて支給）
- ・共済組合各種給付（高額医療費給付、出産手当金、家族出産費附加金、育児休業手当金、傷病手当金、休業手当金、介護休業手当金、その他福利厚生サービス等）

※ モデル給与例

- ・ 高等学校卒業後、民間企業等で当庁業務に有用と認められる業務に正社員・正職員として10年間勤務した職務経歴を有する者が東京都特別区において勤務する場合：基本給（月額）約31.9万円（俸給＋地域手当）
- ・ 高等学校卒業後、民間企業等で当庁業務に有用と認められる業務に正社員・正職員として15年間勤務した職務経歴を有する者が東京都特別区において勤務する場合：基本給（月額）約33.7万円（俸給＋地域手当）

10 勤務時間・休暇

- (1) 1週間当たりの勤務時間は38時間45分（週休2日制）であり、1日7時間45分の勤務を行う場合と交替制勤務（昼間勤務と昼夜間勤務）を行う場合があります。
- (2) 休暇は、年20日の年次休暇（9月1日採用の場合、その年に7日付与され、それ以降は1月1日に20日付与されます。また20日を限度として翌年に繰り越し可能です。）があります。その他休暇は以下のとおりです。
  - ・ 病気休暇（負傷又は疾病で療養が必要な場合）
  - ・ 特別休暇（夏季、結婚、ボランティア、産前産後、妻の出産、育児参加、出産サポート、忌引、父母の追悼等）
  - ・ 介護休暇（負傷、疾病又は老齢による要介護者の介護をする場合）